

発議第 3 号

議案第 99 号 決算の認定について（平成 29 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）に対する付帯決議について

議案第 99 号 決算の認定について（平成 29 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）に対する付帯決議を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 10 月 4 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
企画経済委員会  
委員長 下 園 政 喜

提 案 理 由

平成 29 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の審査により、甌島地域宿泊施設整備費補助金 1 億円が未精算となっていること及び株式会社薩摩川内市観光物産協会が本市からの委託事業に依存している状況にあることが明らかになったことから、本決議をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）に対する付帯決議（案）

甕島館の施設整備費用として、株式会社アイ・ビー・キャピタルに対し、概算払いで交付した甕島地域宿泊施設整備費補助金1億円が未精算となっていることから、監査委員の一般会計・特別会計歳入歳出決算等の審査意見においても、本件に対し指摘がなされることとなった。

一方、本市から株式会社薩摩川内市観光物産協会への委託事業については、少なくとも19件、総額2億円以上の多額に上り、また、全て同社との1者見積りによる随意契約となっており、同社が本市に依存している状況にあることが本決算の審査を通じて明らかになった。

については、下記のことについて十分留意し、適切な措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 甕島地域宿泊施設整備費補助金が未精算となっていることを踏まえ、今後の施設整備費補助金等の交付に当たっては、概算払いにおける庁内の方針を明確に定め、これを厳守するとともに、事業計画や資金計画等を十分に精査し、同様な事象が発生しないよう慎重に取り組むこと。
- 2 甕島館に関する本市と株式会社アイ・ビー・キャピタルの主張には大きな隔たりがあることから、今後の裁判の状況等については議会に報告すること。
- 3 全国の第三セクターの経営破綻は、第三セクターが出資自治体に対し、依存したことが主な要因とされていることから、本市から株式会社薩摩川内市観光物産協会への委託事業については、同社の自立的な経営を損なうことなく、また、競争原理が働くよう、今後、十分に再検討すること。
- 4 予算執行に当たっては、地方自治法に最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されていること、また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の立法趣旨を踏まえ、適正かつ効率的に行うこと。

以上、決議する。

平成30年10月4日

鹿児島県薩摩川内市議会